

お倉ヶ浜ビーチ駐車場機器等整備工事及び駐車場管理運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業内容

(1) 事業名

お倉ヶ浜ビーチ駐車場機器等整備工事及び駐車場管理運営業務委託（以下「本件」という。）

(2) 工事（履行）場所

日向市大字平岩 12298 番地 6（お倉ヶ浜ビーチ駐車場ほか）

(3) 工事（履行）期間

(ア) 駐車場機器等整備工事

契約締結日から令和8年9月30日（予定）まで

※ 契約締結日は令和8年5月上旬を予定している。契約締結日までに準備行為が必要な場合は準備期間とし、その間の支払いは発生しない。

(イ) 駐車場管理運営業務委託

令和8年10月1日（予定）から令和13年3月31日まで

※ 駐車場管理運営業務委託は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年日向市条例第38号）第2条及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（令和4年日向市規則第23号）第2条の規定による契約であり、日向市は、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る日向市の歳出予算が減額又は削除された場合には、本件契約を解除するものとする。

(4) 概要

お倉ヶ浜ビーチ駐車場有料化（予定）に伴い、利用者に24時間365日の快適なサービスを提供するため、駐車場機器等の整備工事を行うとともに、駐車場管理運営業務委託を実施するもの

(5) 仕様

別添「お倉ヶ浜ビーチ駐車場機器等整備工事及び駐車場管理運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。仕様書は、最低限度の内容を参考として示すものであり、提案者の提案内容を制限するものではない。

(6) 事業費

駐車場機器等整備工事 総額24,200,000円以下（税込み）

駐車場管理運営業務委託 月額 563,200円以下（税込み）

※ 契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す金額

※ 提案書に基づく工事及び業務委託のすべて、日向市等との打合せに関する費用を含むものとする。

2 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者であること。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 役員等が日向市暴力団排除条例（平成 23 年日向市条例第 23 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でない者及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 日向市建設業者等有資格業者名簿の「工事」及び「業務委託」に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。
 - (ア) 本件における工事に必要な建設業許可を有していること。
 - (イ) 日向市税（日向市で課税のある者に限る。）及び国税に未納がない者であること。
- (9) 九州管内に本店・支店、又は営業所を置く者。
- (10) 令和 2 年度以降、自治体又はこれに準じる公益法人、団体等から駐車場機器等整備工事を受注した実績があること。
- (11) 令和 2 年度以降、自治体又はこれに準じる公益法人、団体等から駐車場管理運営業務委託（指定管理を含む。）を受注した実績があること。
- (12) 令和 2 年度以降、自治体から地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に基づき、指定納付受託者として指定を受けた実績があること。

3 審査基準

別表のとおり

4 スケジュール

2月 6 日（金） 募集開始

2月13日（金）	質問締切り
2月18日（水）	質問回答
2月20日（金）	参加表明書提出締切り
3月3日（火）	参加資格審査・提案書提出依頼
3月13日（金）	提案書提出締切り
3月18日（水）	プレゼンテーション投影資料提出締切り
3月19日（木）	提案書審査・プレゼンテーション及びヒアリング
3月24日（火）	提案書の特定・結果通知
5月上旬	契約（契約内容については、別途協議予定）

※上記スケジュールは予定のため変更の場合あり。

5 参加表明手続

- (1) **提出期限** 令和8年2月20日（金）午後5時15分必着
 - (2) **提出場所** 日向市 経済戦略部 ふるさとプロモーション課
 - (3) **提出方法** 持参又は到達記録確認可能な郵便（書留郵便、レターパックプラス等）
 - (4) **提出書類** 正本1部（クリップ）、副本1部（ステープル）
 - (ア) 公募型プロポーザル参加表明書 （様式第1号）
 - (イ) 会社概要 （様式第2号）
 - (ウ) 委任状 （様式第3号）

※委任する場合のみ提出すること。
 - (エ) 事業実績 （様式第4号）
 - ※事業実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。 - (オ) 配置予定者実績調書（工事） （様式第5号-1）
 - (カ) 配置予定者実績調書（委託） （様式第5号-2）
 - ※資格については、当該資格を証する書類（資格証等の写し）を添付すること。 - (キ) 登記簿謄本（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）の写し
 - ※法人の場合に限る。 - (ク) 建設業許可通知書または建設業許可証明書の写し
 - (ケ) 国税の納税証明書（その3の2）または（その3の3）の写し
 - (コ) 日向市税等の完納証明書の写し
 - ※法人の場合は、法人名義と代表者個人の証明が、それぞれ必要
 - ※日向市税の課税がない場合は、提出不要 - (サ) 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
 - (シ) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書 （様式第6号）
- ※(キ)～(シ)は、日向市建設業者等有資格業者名簿の「工事」及び「業務委託」に登録されていない場合のみ提出すること。

6 提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出願います。

- (1) **提出期限** 令和8年3月13日（金）午後5時15分必着
- (2) **提出場所** 日向市 経済戦略部 ふるさとプロモーション課
- (3) **提出方法** 持参又は到達記録確認可能な郵便（書留郵便、レターパックプラス等）
- (4) **提出書類** 正本1部（クリップ）、副本6部（ステープル）

- (ア) 提案書（かがみ）（様式第7号）
(イ) 事業実施体制（A4規格・11pt以上・両面可・10枚以内）
仕様書記載の条件等を満たし、次の項目別に記載すること。
- ① 入出庫システム
 - ② 駐車場機器等の仕様
 - ③ 工事内容
 - ④ 駐車場管理運営体制
 - ⑤ 料金清算方式
 - ⑥ 維持管理
 - ⑦ フルメンテナンス契約
 - ⑧ トラブル対応
 - ⑨ 追加提案
- (ウ) 見積書（A4規格・両面可）
工事（総額）、業務委託（月額）別に見積金額（税抜き）を記載し、内訳を詳細（仕様・条件等）に記載すること。

7 留意事項

- (1) 提案書提出後の資料追加・訂正は認めません。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提案書等の著作権は提案者に属しますが、必要な範囲で複写することがあります。

8 質疑の受付・回答

- (1) **提出期限** 令和8年2月13日（金）午後5時15分まで
- (2) **提出方法** 電子メールのみ ※電話にて到着確認を行うこと。
- (3) **送付先** f_promotion@hyugacity.jp
- (4) **提出書類** 質問書（様式第8号）
- (5) **回答方法** 令和8年2月18日（水）17時15分までに日向市ホームページ（<https://www.hyugacity.jp/>）で公開（回答）します。
この質問書に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなします。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 令和8年3月19日（木）を予定していますが、詳細な時間等については別途通知します。
- (2) プレゼンテーションにおける口述説明を補足するための投影資料は提案書に記載した内容に限ります。
- (3) 投影資料は指定日までに電子メール（送付先：f_promotion@hyugacity.jp）にて提出し、電話にて到着確認を行うこと。
- (4) 出席者は、本プロポーザルを担当する責任者及びパソコン等操作員含み、4人以内とします。
- (5) 提案者のプレゼンテーションを20分以内、審査委員からの質疑を20分以内とします。
- (6) 会場にスクリーン・プロジェクターを用意します。

10 審査

- (1) プロポーザル参加要請者の選定及び提案書の特定に係る審査は、職員等で組織するプロポーザル審査会で行います。
- なお、提案書を提出した者が1社のみの場合にあっても、**8 質疑の受付・回答**及び**9 プレゼンテーション及びヒアリング**を実施の上、上記(1)の審査方法により、当該事業者の選定の可否を決定します。
- (2) プロポーザル参加要請者（上位3者）の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第9号）」により通知します。
- (3) 提案書の特定結果については、特定された者（優先交渉権者）にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書（様式第10号）」により通知します。
- ただし、総合得点が6割に満たない者は、優先交渉権者にはなれない。

11 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがあります。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

12 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがあります。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング時に管理技術者（工事）及び業務責任者（委託）が欠席した場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合

13 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行います。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行います。

14 その他

本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）の定めるところによるものとします。

15 問い合わせ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
日向市経済戦略部 ふるさとプロモーション課
TEL 0982-66-1026 FAX 0982-54-2639
E-mail : f_promotion@hyugacity.jp